

～鳥取型「新しい生活様式」実践向け～

キャンプ場における

事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例

新型コロナウイルス感染を予防し、営業を継続するため、キャンプ場が実施するサービス等の場面ごとに発生するおそれがある感染リスクへの対策例を整理しました。

皆さんの施設の状況や実情等にあわせて実践してください。

※ この対策例は最新の情報に基づき適宜更新していきます。

新型コロナ安心対策認証店制度

新型コロナ対策に自ら取り組む事業所を対象に、県が審査し認証を与える「新型コロナ安心対策認証店制度」を設けています。

原則としてガイドラインの全ての項目を適用し、対策を明記した対策の手順書を策定の上、実際の運用を行うことが必要です。

認証には、県の職員等による立入検査で感染拡大予防対策が独自の手順書どおり実施されているか確認を受けることが必要で、感染予防対策が講じられていると認めた施設には、認証書及びステッカーを交付します。



**新型コロナ対策で安全とおもてなしにつながる事業所へ、
認証取得を県がサポートします。未参加のお店は是非、参加しましょう。**

詳しくは、県庁くらしの安心推進課までご相談ください。

認証店の情報は、**とっとりずむ** の特設サイトで紹介しています。

【くらしの安心推進課HP】



【認証特設サイト:とっとりずむ】



LINEによるとっとり新型コロナ対策安心登録システム

このシステムにより発行されたQRコードを店舗に設置することで、店舗利用者がQRコードを読み込んだ店名、日時、LINEアカウントが県に登録されます。利用者が新型コロナウイルスに感染した可能性がある場合、県からその情報をお知らせし、感染拡大防止に向けたお願いなどを案内します。

店舗へQRコードを掲示していただき、来店者に登録を促すようにお願いします。



問合わせ先
新型コロナ克服くらしの
安心相談・応援窓口

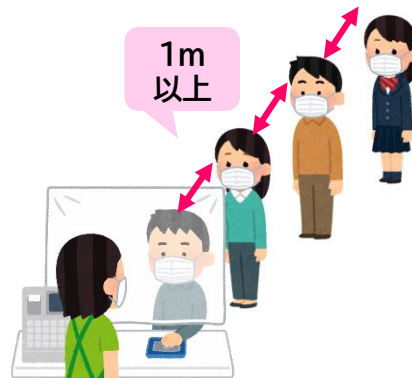
東部	県庁くらしの安心推進課	☎0857-26-7982
中部	中部総合事務所環境建築局	☎0858-23-3982
西部	西部ワンストップセンター	☎0859-31-9637

施設の感染防止対策 (例)

- 換気の徹底(CO₂は1,000ppm以下)
30分ごとに5分程度の換気

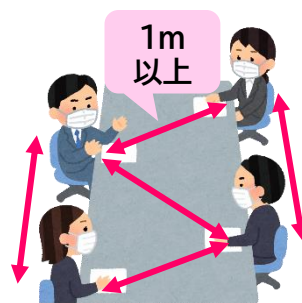


- 十分なフィジカルディスタンスの確保



- 手指消毒の徹底

- マスク着用の徹底



正しいマスクの着用



正しい手洗いの方法



消毒液の種類と用途

主な用途

石けん・ハンドソープによる手洗い

手指

アルコール (60%以上95%以下)

※県のガイドラインでは90%以下

手指

物品

塩素系漂白剤等

(次亜塩素酸ナトリウム 0.05%以上)

物品

※ 以下を参考に、市販の塩素系漂白剤(主成分が次亜塩素酸ナトリウムであるもの)を薄めてください。

また、商品によって濃度が異なりますので、商品パッケージやメーカーのHPの説明をご確認ください。

①ハイター、キッチンハイター(花王)

水1Lに25mL(商品付属のキャップ1杯)

②ブリーチ、キッチンブリーチ(ミツエイ)

水1Lに10mL(商品付属のキャップ1/2杯)

※ 樹脂製の手袋をつけて取扱いましょう。皮膚についた場合、ただちに水で洗い流しましょう。

※ 腐食性があるので、金属へ使用した後は必ず水拭きしましょう。

キャンプ場の営業場面ごとの感染拡大予防対策

1 利用者への周知

- 施設利用に関して、利用者に以下の内容をHP等で周知しましょう。
 - ①出発前に体温を測定し、37.5度以上の発熱や咳、咽頭痛等の症状がある場合は、利用を延期する等、利用を控えましょう。
 - ②緊急事態宣言地域や感染拡大地域等からの県境をまたぐ移動については、県からのメッセージ等を確認し、慎重に判断しましょう。
 - ③キャンプ場に向かう途中や帰宅途中の行程（サービスエリアや観光施設・店舗等）でも、マスク（不織布製を推奨。以下同じ。）の着用、人と人との距離（フィジカルディスタンス）の確保、手指消毒の徹底を行いましょ。

2 従業員の体調管理

- 従業員に出勤前に体温を測定させ、発熱や咳、咽頭痛等の症状がある従業員は自宅待機させましょう。
 - ▶ 従業員の体調不良を事前に把握することが重要です。
- 感染した従業員や濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止しましょう。
 - ▶ 体調不良の方が申し出られるよう、休暇を取りやすい環境・体制を作りましょう。

3 施設の管理・清掃等

- 利用者に対する一般的な感染予防対策を記載した啓発物をHPや各所に掲示しましょう。
 - ▶ マスクの着用徹底、手洗い・手指消毒の徹底、体調不良時の申し出、厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）の利用の呼びかけといった内容を記載しましょう。
- 管理棟ロビー、各エリアの入口、飲食店、シャワー室、トイレ等に手指の消毒設備を設置し、利用者が手指消毒を行いやすい環境を整えましょう。
- 管理棟ロビー等の共用エリアや備え付けキャンプ設備は定期的に窓を開けるなど十分に換気しましょう。
 - ▶ 窓がない場合は換気扇、扇風機なども活用して空気の流れを作って吸込口（入口）と吹出口（出口）を意識して空気を入れ替えましょう。
 - ① 窓を開けても風が入りにくい場合の工夫
空気が入ってくる窓を小さく、空気を外へ出す窓を大きく開けて空気の流れを作りましょう。
 - ② 窓がない場合の工夫
換気口も無い場合は、ドアを開けて扇風機などで部屋の外に空気を出す流れを作りましょう。また、換気口がある場合は、ドアを開けて扇風機などで部屋の中に空気を送り込む流れを作りましょう。
 - ▶ 通路や階段等の外気が入りにくい場所は、常時換気しましょう。
 - ▶ 空調に外気導入する機能がある場合は、外気導入に設定しましょう。
 - ▶ 換気能力が落ちないように、換気扇や空調のフィルタを定期的にクリーニングしましょう。
 - ▶ 必要に応じCO2センサーを活用し、換気状況を確認しましょう。
- 管理棟受付には、お客様と従業員の直接の対面を避けるためにアクリル板や透明ビニールカーテンを設置しましょう。
 - ▶ 飛沫感染を防止することが重要です。お客様と従業員がともにマスクを着用するなど咳エチケットを実践していれば遮蔽対策は必須ではありません。

- 共用洗面所には、ペーパータオルを用意しましょう。ハンドドライヤーを使用する場合は、定期的な清掃や消毒をしましょう。
- 受付デスク、筆記用具、管理棟の家具、廊下や階段の手すり、ドアノブ、自動販売機のボタンや取り出し口、トイレのドアノブ・レバー等のお客様が共用する部分は、利用頻度に応じて拭き取り清掃及び消毒液による消毒をしましょう。
- 従業員だけが利用する事務室、休憩室等においても適切な感染予防対策を実行しましょう。
 - ▶ マスクの着用、フィジカルディスタンスの確保(特に飲食を行う際)、換気の確保、共用物の定期的な消毒、入退室の際の手指衛生の徹底といった対策を行いましょ。
- 感染予防対策に万全を期していることや具体的な対策を従業員で共有しましょう。
- 感染予防のためサービス内容の変更・中止も検討しましょう。
 - ▶ サービス内容を変更・中止する場合は、その旨を掲示しましょう。
- 新型コロナウイルス感染予防対策協賛店はステッカーを管理棟等の入口に掲示しましょう。
- 鳥取県新型コロナ安心対策認証店はステッカーを管理棟等の入口に掲示しましょう。

4 接客

- 従業員は接客時には必ずマスクを着用し、咳エチケットを実践しましょう。
- こまめな手洗い又は手指消毒といった手指衛生を徹底しましょう。
- 直接対面で接客するときは、正面を避けるなど、可能な範囲で人と人との距離（フィジカルディスタンス）を確保しましょう。

5 受付業務

- 受付で手続き待ちのお客様が密集しないようにしましょう。
 - ▶ 間隔を空けて並んでいただけるよう立ち位置を示したり、分散して待機していただき呼び出し対応をしたり、複数箇所で行うなど工夫しましょう。
- 長時間の対面を避けるため、オンライン決済の活用など受付での手続きを工夫しましょう。
- 受付の際は、検温や健康チェックリストによってお客様の体調を確認し、発熱や咳等の体調の異変が生じた場合は速やかに申し出るよう伝えましょう。
 - ▶ お客様の体温確認のため、非接触型の体温計の導入も検討しましょう。
 - ▶ 到着時や宿泊中に体調不良となった方が利用する部屋を設けることも検討しましょう。
 - ▶ 体調不良の方はシャワー場や炊事場等の共用部分の利用を控えるようお願いしましょう。
- 受付の際は、お客様がマスクを着用していることを確認し、施設内ではマスクを着用するよう要請しましょう。
 - ▶ マスクを持っていないお客様に備えて、販売や提供できるマスクを用意しましょう。
 - ▶ 屋外であっても、フィジカルディスタンスを確保できない場合はマスクを着用するよう要請しましょう。また、家族等同一グループであっても、食事等の必要な場合を除きマスクを着用するよう要請しましょう。なお、屋外で十分な距離（2メートル以上）が確保できる場合はマスクの着用は不要ですが、混雑する場面では着用できるようマスクは常備しましょう。
- 受付の際に厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）の利用を推奨しましょう。
- 万が一の感染者発生に備えて、お客様の連絡先の把握に努めましょう。
- 出入口に手指の消毒設備を設置し、入場時にお客様に手指消毒を要請しましょう。
 - ▶ 施設内での手洗いや手指消毒の励行も呼びかけましょう。
- お客様から体調不良の申し出があった場合は、同意を得た上で、お客様のかかりつけ医（かかりつ

け医がないなど相談先に迷う場合は受診相談センター、陽性者との接触歴や接触した可能性がある場合は各地区の保健所（接触者等相談センター）へ速やかに連絡し、その指示に従いましょう。

▶受診相談センター

受付時間	区分	連絡先		
9:00～17:15 ※土日祝日含む ※年未年始（12月29日～1月3日）を除く	電話	0120-567-492		
	FAX	0857-50-1033		
上記以外の時間	地区	東部	中部	西部
	電話	0857-22-8111	0858-23-3135	0859-31-0029

▶接触者等相談センター（時間外は受診相談センターに連絡）

地区	電話 (8:30～17:15)	ファクシミリ (平日8:30～17:15)
東部地区 (鳥取市保健所内)	0857-22-5625	0857-20-3962
中部地区 (倉吉保健所内)	0858-23-3135	0858-23-4803
西部地区 (米子保健所内)	0859-31-0029	0859-34-1392

- 日常生活を共にしていない同居家族等の方以外は原則別々のテント等で宿泊するよう案内しましょう。
- 施設の案内は、従業員による説明ではなく、文書や動画を用意しましょう。
 - ▶用意できない場合は、アクリル板等で遮蔽するなどフィジカルディスタンスを確保して説明しましょう。
- 団体のお客様を受け入れる場合は、代表者がまとめて手続きを行い、他のお客様は分散して待機するよう要請しましょう。
- お客様に、施設内では大声での会話は控えていただくよう要請しましょう。

6 炊事場（レストランを含む食事施設）

- 炊事場はフィジカルディスタンスが確保できる人数で使用するよう、必要に応じて人数制限等を行いましょ。
- ▶利用時間の延長や利用を予約制にすることも有効です。
- 炊事場は使用するお客様同士がフィジカルディスタンスを確保できる配置としましょう。
 - ▶隣り合う調理スペースの一部を使用禁止にする等の工夫をしましょう。また、フィジカルディスタンスが確保できない場合は、アクリル板等で遮蔽することが有効です。
- 施設で貸し出す調理用器具は、お客様1名が使用の都度、従業員が消毒液で消毒をしましょう。
- 炊事場に手指消毒用の消毒液を設置し、共有する調理場の蛇口等を使用する前後でお客様に手洗いや手指消毒を徹底するよう要請しましょう。
- 調理中であってもマスクを着用するよう要請しましょう。また、大きな声での会話は控えるよう要請しましょう。
- 飲食スペースを設けている場合は、テーブル上に衝立やアクリル板等を設置するなどで遮蔽しましょう。
- 屋外であっても、食事中も会話の際はマスクを着用するよう要請しましょう。なお、大声を出さず、

屋外で十分な距離（2メートル以上）が確保できる場合は、マスクの着用は不要です。

- 食事はテント単位等の少人数で行い、大人数での食事や過度な飲酒は控えるよう要請しましょう。
 - ▶ 少人数での食事の場合も、お客様同士のお酌やコップの回し飲みは控えるよう掲示等で要請しましょう。
 - ▶ 乾杯はコップが触れないように行うよう掲示等で要請しましょう。
 - ▶ バーベキューや大皿料理などは、お客様の中で取り分け役を決める等によりトング、取り箸等を使い回さないよう掲示等で要請しましょう。なお、専用のトングを準備し、使い捨て手袋の着用を呼びかけることでも可能です。
- 施設内のレストラン等で食事を提供する場合は、「飲食店における事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例」を参考にして、密閉、密集、密接の感染リスクを減らしましょう。

7 シャワー場（入浴・洗面施設）

- シャワー場や脱衣所は定期的に窓を開けたり、換気扇を常時使用するなど十分な換気を行いましょ
- シャワー場は混雑時の利用を控えるよう掲示したり、使用は予約制にする等、一度に多人数が入室や待合をすることのないようにしましょう。
 - ▶ 脱衣場や洗い場等が混雑している場合は時間をおいて利用するなど、フィジカルディスタンスを確保してもらうような行動を求めましょう。
- 複数人が同時に入浴できる浴室がある場合は、浴室内ではフィジカルディスタンスを確保し、会話は控えるよう注意書きを掲示しましょう。
- 化粧品・ブラシやドライヤー等の備品は持参するよう要請しましょう。
 - ▶ 共用の備品を置く場合は、使用の際に手が触れる部分を清拭消毒するよう張り紙等で要請し、消毒用品を備え付けましょう。また、従業員が定期的に清拭消毒しましょう。
 - ▶ ブラシを用意する場合は、使用者ごとに消毒済みのものを使用できるようにしましょう。

8 その他施設

- キャンプファイヤー等、複数人が集まって行うイベントは、フィジカルディスタンスを確保して実施しましょう。
- 備え付けの屋外アトラクション等は、使用人数を制限する等、お客様同士のフィジカルディスタンスを確保できる使用方法で活用するようにしましょう。また、設備入口等に手指消毒用の消毒液を設置し、使用する前後でお客様に手指消毒を行うよう要請しましょう。

9 退去後の清掃

- テントや寝具等の貸出物品については、お客様から返却があった都度、拭き取り清掃及び消毒液による消毒を行いましょ
- ▶ 消毒が難しい物品については、返却後3日以上は次の貸し出しを行わないようにしましょう。
- 共用施設の清掃は、ドアや窓を開けて十分に換気してから作業を開始しましょう。
- 清掃やリネン回収を行う従業員は、マスクや手袋を着用しましょう。

10 その他

- 洋式トイレでは蓋を閉めて汚物を流すよう呼びかけましょ

- ゴミはゴミ箱（蓋つきが望ましい）に入れて密閉しましょう。
- お客様が出したゴミを回収し一時保管する場合は、ビニール袋に入れて密封保管しましょう。
- ゴミ出しを行う場合は、マスクや手袋を着用しましょう。
- 従業員の制服等はこまめに洗濯しましょう。